

○議長（井上光三君）

続いて、通告11番 3番 笹本壽彦君の一般質問を行います。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

3番笹本壽彦でございます。それでは、質問事項1として、新庁舎建設に関し、資金面での質問をいたします。先ほどの堀内議員の質問に対する答弁と重なる部分もあろうかと思いますが、もやもやとした、まだまだ感じを受けるんですね。先ほど町長から、だいぶ以前よりは、もっと減るかもしれないというふうなお話も出ましたけれども、そういうことがようやく出てきたという状況なのです。それで、質問要旨1として通告いたしました。有利な借入金という文言が、今日、この議会だけでも3、4回も出てきてるんですね。非常にその行政としては使いやすい言葉かもしれませんが、一般町民からしてみれば非常に何だかもやもやとして何だかわからない実はですね、過日あの全議員の会の席でも、先輩議員から、新庁舎建設では合併推進債という有利な資金を使って造る、もっと勉強してくれって言われました。議員からです。先輩議員からです。どっちむいて話をしているんだと私は思いました。また、広報ふじかわの6月号の2ページにも有利な借入金の期限、令和6年度までとの記載があり返済の5割を国が負担してくれる合併推進債という補足説明が書いてあります。これが、あの有利な資金だということだと、これは当然、判断できますが、事業を行うにあたって、他の借入金とかと比べて、その有利な借入金というのが、どのように有利なのか、あの、新人議員にも一般町民にもわかりやすいように、さらっとでいいですから、どのように有利なのか、有利な資金というのは、何に比べてどのように有利なのか、逆に言えば不利な借入金もあるのですかということになります。ですから、有利な借入金というのなら、なにに比べてどれだけ有利な借入金なのかご説明をお願いします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、合併推進債の有利な借入金がどれだけ有利なのかについてご説明申し上げます。庁舎建設における地方債は、通常、一般単独事業債のみで充当率は75%、交付税措置がありません。本町のように合併した市町村が起債できる合併推進債は、事業の充当率90%、交付税措置は40%が基本ですが、庁舎建設のような既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって、合併による行政コストの合理化につながる事業については、元利償還金の50%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

このほか、地方債では、令和3年度までの事業を対象とする公共施設等適正化事業に対する地方債がありますが、充当率は90%と同率で、交付税措置が30%と低く、合併推進債とは比べものにならないものであります。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問ですが、確認事項ですが、そうすると、新庁舎建設に関しては合併推進債以上に有利な借入金はないと、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

笹本議員の言うとおりでございます。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

そうすると、新庁舎建設にかかわる費用の9割を合併推進債でまかなえると、そのうちの半分を返せばいいんだよと。こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

（2）と別の再質問ですか。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

すいません、質問要旨2に移ります。

○議長（井上光三君）

（2）の質問に移ったということによろしいですか。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい。新庁舎建設に関しては庁舎のみで、現状のところ26億円を予定していて、その他もろもろで、30億円の費用はかかるとそのうちの庁舎に関する26億円、庁舎に関する部分は借入金だけは5割の返済、他は6割の返済になるんですか。

○議長（井上光三君）

町長（志村学君）。

○町長（志村学君）

合併推進債の件についての質問にお答えします。先ほど最初の質問がしり切れとんぼみたいになりましたから、通常、庁舎を建てるような時には借金使えますけども冒頭言いましたように75パーセントが借金でいいと。そしてその返済のときには、1円も見ませんよというのが通常の庁舎建設うちは合併をしておりますから、もうちょっと早く合併して合併特例債が使えれば、7割を国が返済してくれますよというんですが、合併が遅れたもんですから、半分しかみてもらえない。2番目の質問に入りますけども、庁舎だけでなく事業でとらえますんで、この庁舎建設事業というのを30億と言ってるのは、庁舎建設も、もっと小さいですが、まわりのことも含めて30億とってますから。それにかかわるものは一連の事業として30億、仮に30億もしかかった場合には、その90%、27億円が合併推進債の対象となって、その半分を元利償還、国が交付税でみてもらえるという制度であります。以上です。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。非常に、素人との質問になります。その、造るにあたって合併推進債というの

は、必ず交付されるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

合併推進債についてですけども、普通交付税の基準財政需要額のほうに算入されるというようにことになります。以上です。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

この庁舎建設もですね、ふってわいたようにする事業ではありません。こういうことをしますってことはもう県のほうにも話をしながら、ちゃんと合併推進債の枠を確保していただけるようにしておりますので、そういった財源の措置はできていると考えていただいて結構だと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問要旨3なのですが、質問要旨2のうちの新庁舎建設の合併推進債の割合を伺うというのは、お答えをいただきましたので。

○議長（井上光三君）

2番に入ったと理解していますけれども。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい、あの質問要旨2としてですね。30億円の費用のうちの何割を合併推進債でまかなえるのかという質問だったのですが、課長と町長のほうから9割というお答えをいただきましたので。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

9割というのは充当できる借金のできる割合であって、国のほうから措置されるのは、元利償還の半分、50%ですから、トータルすれば、9割の50ですから、30億のうちの45%は国がみてとくれるということで考えていただければありがたいと思います。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問要旨3に移ります。合併推進債を9割使えて、その約半分だけの返済になる。これは理解しました。その合併推進債の有効期限は5年後の令和6年2024年ですが、それまでに新庁舎の建設をしなければならないというふうに理解をしております。そして、それが終わると、その返済が始まるわけでしょうが、年間に元利含めどのぐらい、向こう何年間にわたって支払うというふうな、返済計画があれば伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

借入金の返済計画というご質問にお答えいたします。合併推進債の償還は30年償還でありますが、5年間は据え置き期間がありますので、5年間は利子のみを支払、5年後からは元金および利子の25年償還となります。以上です。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○3番議員（笹本壽彦君）

そうすると、今後永年、長年にわたり返済が続いていくわけですが、先ほど堀内議員の質問のときにもありましたが、富士川町も人口が減り続け、またどんどん高齢化していくのは明らかなわけですね。親としては子どもに借金をできるだけ残したくないと思うのが心情ですし、同様に町長も現幹部職員の皆さんも未来へやたらな借金を残したいとは思っていないと思います。以前、負担の公平性という言葉頂きました。とても、ある意味行政としては都合のよい言葉だと私は思います。例えば、新庁舎を建設しても、必ず、何年間後には、メンテナンス費用をもたなければならないがかかってくるのはこれ現実です。人口が減って、高齢化していく、町民がいく中で、現庁舎の割合を返済する中で、そこにメンテナンス費用がのっかってくるはずなんです。そうすると、負担の公平性ではなくて、未来の町民の方が、現在の町民よりも、そのメンテナンス費用をもたなければならないから、負担の不公平になりませんか伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

当然、建築物ですからいずれ老朽化はしていきます、そのときに、また50年60年、建替えという話が出てくるのではないかなと思っております。私どもも、ちょっと早くに庁舎造っていただければ、今こういう議論がなくて、新しい庁舎の中で、耐震化されてる中で、処分ができるわけでありまして、合併もいたしましたし、先ほどから言ってますように、今6つの庁舎に分かれてやっていますから非常に不合理であります。またましてやこの中、本庁舎で使っている庁舎も、老朽化もしてきてますし、そして耐震もしていないということから今そういった庁舎建設が出てくるわけでありまして、先ほどから言ってるように、合併をしていなければやはり建てるのはえらかったですね。有利な、全額身銭を切っていかなきゃなりませんから、今、こうして、合併をして、数年たちましたけども、子どもたちが使う施設をまず耐震化をしたりいろんなことをしたりしながら、やっと庁舎の番に回ってきたかなとこんなふうな思います。負担の公平性というのは、庁舎ばかりでなく道路なんかも、長い借金を入れながらやります。当然河川改修も同じことであります。今いる人たちも利用いたしますけども、これから生まれてくる子どもも、そこで安心な町の中で過ごしていく。そういう中で負担の公平性でありますから、当然、修理費がかさばらないように、丁寧に使ってるわけでありまして、老朽化とともににはなってくると思います。その時はその時に直していかなきゃならん。投資費用とやはり維持費用というのは分けて考えていかなきゃいけないかなと思ってます。こういった制度はですね。国、県は地方自治体すべて同じ制度でやっておりますから、うちだけが特別なことをやっているとじゃなくてですね。日本全国同じような考えのもとに、住民の負担が

公平性が保てるように、そしてまた財政の平準化ということも考えながら、むりと長い期間の工事期間を取ったり、しながらやっていっておりますので、ぜひその点をご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

あの、私の知り合いで、おじいさんの代で、でっかいりんご小屋の80坪ぐらいの立派な家を残してもらって今、非常に困っている友人がおりますが、ぜひ、華美な庁舎と後々の今の子どもたちが、この町を背負う世代になった時に、こんくれのもの造ってくれて、というようなことがないようにぜひお願いをいたします。

○議長（井上光三君）

笹本議員、質問の途中ですがここで暫時休憩に入ります。

休憩 午後 3時08分

---

再開 午後 3時16分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて質問を再開します。3番 笹本壽彦君。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問事項2に移りますが、先ほどのお答えとだぶってしまいますが、質問させていただきます。質問事項2の有利な借入金についてですが、1現状では至るところで有利な合併推進債という文言が出て参りますが、先ほどお聞きした限りでは、現状では、これ以上有利な資金はないというお答えでございましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

庁舎建設等に限ってですね。合併をしたことによって、今、機能集約をするための今回は借り入れですから、合併推進債以外に有利な起債はありません。

○議長（井上光三君）

笹本議員（1）の今の質問と（1）の質問は多少違ってしますので、（1）の質問に戻ってください。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい、有利な借入金とは、たとえば、他にどのような借入金があるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それではお答えいたします。有利な地方債とは、充当率が高く、交付税等による措置率が高いことが有利な地方債と言えます。このことから、地方債の借入においては、借入対象事業に合致した地方債の中で、最も高い充当率や交付税措置率等を勘案して借り入れているものであります。

交付税措置率の高い主な地方債は、普通交付税縮減相当額が起債できる臨時財政対策債が100%充当で、全額交付税措置されます。

公共土木施設等の災害復旧事業債は、100%充当、95%が交付税措置されます。

また、過疎債は、鯉沢地区のみが該当となり、100%充当、70%が交付税措置される起債などがあります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

よくわかりました。それでは質問事項の2に移ります。他の事業も合併推進債になるのでしょうか、例えば、先ほどちょっと、私の勘違いかもあいまいなところがありますが、旧町民会館の解体費用は今回の新庁舎に関するなかの周辺整備には含まれていないのでしょうか。いないとすると、その旧町民会館の解体にも億円という単位で費用がかかると思いますが、それらは、それらでも有利な借入金があるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

あのまた、少し通告とそれてますけれども2番でよろしいのでしょうか。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

合併推進債はですね。先ほどもいいましたように両町が一緒になって、よりコンパクトなものを造っていくというところには該当してきますが、旧町民会館は今度の庁舎建設業とは関係ありません。そういう中で、起債が今はありますが、先ほど言った交付税措置がゼロの起債があります。借りると、利息をつけてその町がすべて返していかなきゃならないという解体借金だけですから、それはまた町につぶす余裕が出たときに、利息がつかないような形で町民会館は解体していかなきゃならんんじゃないかなとこんなふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

通告とは違いますが今の町長のお答えのことで、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが。

○議長（井上光三君）

さきに通告2番のですね、もう質問してますので。

○議長（井上光三君）

当局で答弁いただきますので、先に2番のところ、町長のところ、町長のところは町民会館

のところでは。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

他の事業で合併推進債を使える事業、また使った事業というのはあるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。合併推進債は、新町まちづくり計画に基づき実施する事業が対象となります。対象事業としては、市町村相互間の道路、橋りょう、トンネルの整備や本庁舎等及び消防防災施設の整備のほか、保育所、子育て支援施設等の整備及び既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備事業などが対象となるということになります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問要旨3に移ります。既に完成した児童センターは、1いきいきスポーツ公園では、どのような有利な借入金をいくらぐらい借りたのか。給食センターでは、どのような有利な借入金を活用するのかお伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

どのような有利な借入金を活用したのかについてお答えいたします。児童センターは、用地購入及び実施設計を合併推進債、建物建築は、山梨県市町村振興資金のリニア沿線地域活性化資金を活用しております。

いきいきスポーツ公園は、合併推進債とリニア沿線地域活性化資金を活用しております。

給食センターは、合併推進債を活用する予定のものであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

ここで先ほどの町長のいきいきスポーツ公園の、町長は、国交省まで行って、交渉して、管理棟やらトイレとか造れる。それらは、先ほどの話からいくと、合併推進債よりも、さらにと有利な資金ととらえてよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

事業をやっていくときには、まず国庫補助金等を充当をいたします。その残ったところに、借金を充当します。借金が90%とか75%とかあります。その足りないところに自己財源を出していかなきゃなりません、リニアにからむものにつきましては、その自己財源分を県の振興資金、これも半分を県が見てくれます元利償還の半分みしてくれますから、それも入れて、当面、将来市町村はお金を用意しなくても移設ができるような、今財政措置になってます。こ

のいきいきスポーツ公園もですね。リニアの軌道上にでます利根川スポーツ公園の代替として造ってますから。県の振興資金はうちの事業実施に間に合わなかったところもありますけども、そういうものを活用しながら、町の金を当面用意しなくてもできるような措置をしております。冒頭言いました国交省の方にリニアの移設をということでしてきたのは、あそこの約半分に社会資本等整備交付金という国の補助金を入れてます。その残りに合併推進債を入れて、そのさらに残ったところに、県のリニア振興資金を入れるということになっております。まず国の補助金がつかなければ、それ以外のも入れるわけにいきませんから、そこの部分を、町が予定している額だけ、国交省から山梨県に内示が来てなかったというところで、これはリニアに関わるものですから、いただかなければリニアを予定どおり造ることはうちも移設ができませんから、できないですよ。そしたらリニアから補償金だから、もらえばいいんじゃないかちゅうからリニアは線の部分しかいただけません。けれども、当然、児童館も同じことがいえませんが、全体がくるわけじゃありませんから。そういったところの一番根幹の部分をまず頂かなければ、事業が進みませんよって話に行きましたら、今年度の4月に、うちが要望しているほぼ同額を付けていただいたということで、管理棟が手がつく、管理棟が手をつくということはトイレも整備ができていく。それ以外にもうちもいっぺんにするわけがいきませんので、令和四年までかけながら、いきいきスポーツ公園は整備していく。その交付金の部分を、冒頭言わせていただいたということです。よろしくお願いします。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

職員の皆さんや役場の関係者の皆さんはどうかわかりませんが、私が聞き及んでいる限りでは、いきいきスポーツ公園を使った方々の評判は著しく悪いです。やっぱりトイレの問題ですね。ですから一刻も早く、その辺のことを解決していただけたならば、まず、せつかくあれだけの施設ですから生きると思います。

それでは、質問事項3として通告をいたしました富士川町地球温暖化対策実行計画について、質問いたします。平成24年、7年前の2012年に、町は約200万以上、費やして富士川町地球温暖化対策実行計画というもの作成し、冊子を作りました。その後、せつかく200万円からの投資をして冊子を作りましたが、それに基づいて、その後どのような施策を行なったのか。進ちょく状況をお知らせください。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただ今の笹本議員のご質問にお答えします。富士川町地球温暖化対策実行計画区域施策編は上位計画である山梨県環境基本計画や山梨県地球温暖化対策実行計画及び第一次富士川町総合計画や関連計画である旧増穂町地球新エネルギービジョンとの整合を図り、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを行い、町民事業者町が一体となっている酸素社会を実現するための指針として策定しました。

本計画では、国が指名する中長期的な温室効果ガス削減目標を念頭に、町においても、短期中期目標を定め四つの基本施策と、主要対策をまとめ。町民事業者町の各主体が連携及び協力する中で、リユース食器復旧促進事業や太陽光発電設置費、補助事業及び子どもを対象とした

環境教育などに取り組んでおります。

また、これらの取り組みについては富士川町地球温暖化対策推進会議にて主要対策の重点プロジェクトなどの実施状況を報告し、協議進行管理を行なっております。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

これは、京都議定書から始まった壮大で困難な問題ですから、富士川町単独で何をしたら、温暖化を防げるかとかそのようなことを思っていないし、そのようなお答えを望んでいるわけでもありません。ただ7年前に、くどいようですが、200万円というお金をかけて計画を作ったのは事実なんですよ。200万円というのは、ここに100万円の束の2つあったら大金ですよ。ただ今回のように何億円何千万円という数字が、どこを見たり飛んでいくと思う。200万円をおろそかに思っているわけではないと思いますが、世間ではいやし言葉というか、行政を揶揄した表現として、役所は人の金を使って、仕事をしたふりと、そのようなことを言われるんですね。今回の場合はその200万円使って作った冊子があって、一般企業であれば、個人事業主でも、200万円かけて何か事業を行なったとすれば、それに見合う利益を出すべく必死に働きますよね。役場ですから、利益を求めないのは当然ですが、200万円というお金を使った方にはどのような成果があったのか。どのような改善が見られたのか、その辺を少しでいいですので具体的にお知らせください。

○議長（井上光三君）

再質問ですね。再質問ということでもいいですね。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの笹本議員のご質問にお答えいたします。本計画の重点プロジェクトなどの実施状況及び効果について現時点で把握している数字で考えますと。理由書食器を活用することで、削減できた二酸化炭素については平成25年度の、1,800kgから平成30年度には5,200kgが削減され、年々増加傾向にあります。

また、平成29年度から実施している学校、保育所などから発生する食品残渣の堆肥化については、毎年約13トン肥料化いたしており、その二酸化炭素削減量は年間約8,500キログラムの効果があります。さらに、環境省が直近で発表している富士川町の二酸化炭素排出量については、本計画の基準、平成21年から、平成27年度の排出量を比較しますと、7,448トン、約7%の縮減となっております。

こうしたことから、本計画策定後から、年々着実に二酸化炭素などの削減を実行しておりますが、計画当初の理念は令和2年の目標数値である30%削減については、今のところ厳しい状況であると思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

この先の答も一緒にいただいたというようなことになりますが、重なるかもしれませんが質問要旨2として、第2次富士川町総合計画の中に富士川町地球温暖化対策実行計画という文言がどこにも出てまいりません。現在は、どのように位置づけているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。富士川町地球温暖化対策実行計画につきましては、第2次富士川町総合計画の基本目標である安全安心で生活の質が高いまちづくりの中の自然環境の保全と環境美化の推進に関する主な施策である、地域温暖化対策の推進として位置づけております。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

非常に困難な事業だということは理解しております。

質問用紙3に移りますが、2012年にくどいようですが200万円を費やしていくコンサルタント会社に依頼をして冊子をつくった。この年が基準になるのか、これがあいまいですが、短期目標年が、平成25年は2013年であり、中期目標が、平成32年、2020年、これ来年ですよ。中期目標になっていって、基準年よりCO2を30%削減となっております。これを来年度なんですよ。来年ということは、その前に、どういう検証があって、どのような数字になって、来年は、その、中期目標として、どういう様子になっているのか伺います。

○議長（井上光三君）

(3) でよろしいですね。多少ニュアンスが違いますけど、(3) の質問ということ  
でよろしいですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん。）

質問にお答えいたします。本計画の中期目標年度である令和2年度までは、現在の計画の主要宿泊施策に基づいた環境教育の推進、太陽光エネルギーの利用促進、リユース食器の積極的活用などを推進する中で、温室効果ガス。排出削減に向けた事業も実施して参りたいと考えております。 以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

審議会等で、どのような議論や審議がされ、その内容とかの情報とかをね。どのようにして知らせているのでしょうか。再質問ですが。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

推進会議での状況については、直接的には公表ということになっておりませんので、その内

容自体を公表されていませんが、活動自体に、それぞれの事業で実施した活動自体については、広報等で実績をお知らせをしている部分がありました。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

先ほども申し上げましたが、この問題を富士川町単独で何をやったからどういうふうな世界的なことに、どんなことがいいことがということになると非常に難しいことではありますが、やはり、7年前に、これだけの200万円というお金をかけて始めたことですので、できるならば、率先して他の町の見本になるようなことを推進していただけたらと思います。私が、中学生のころはですね7月に平均気温は約25.3度だった。30度を超えると、これ大変だったという。それが、昨年の山梨県内の平均気温が34.5度。ざっと10度も上がっているんですね。それと他の資料なんです、峡南地区の熱中症による救急搬送者数、2003年は5人だったんですね。しばらく一桁が続いていて、2017年は26人に、2018年の数字は出ていませんが30人を超えているらしいと。峡南地区ですね。今後富士川町地球温暖化対策計画をしていけばこれが減るとかっていう問題ではないのですが、町長に何かですね、これに、富士川町地球温暖化対策実行計画として、どのような施策を実施していくお心があるのか伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

京都議定書を皮切りに始まってきた温暖化防止対策でありますけれども、世界的に見ますと、アメリカがどうも同調してくれない。そしてまた、開発途上国に同じルールを課せていくと、先進国だけがいい思いをして開発途上国が発展できないというふうな、地球規模で考えればそのようなゴタゴタがまだしているのではないかなと思います。日本は、京都でそういった会議にいたしまして議定書の発効いたしましたから、今、すぐよくなるということは考えられないわけでありまして、いつか誰かやはりみんなにまとまってやっていかなければこの地球のもとはないんじゃないかという危惧はされております。

そうしたことから、富士川町でも200万が高いか安いかは別問題としまして、国の計画、県の計画に沿いながら富士川町の地球温暖化対策実行計画を作って、少しずつではありますけれどもやってきている。その中で一番大切なことは、環境教育ではないかなと思っております。これは、今、すべてが教育から始まるということでもありますけれども、そういったすべての世代に対する環境教育、そしてまたこの町でも、特に、転入しやすいような形もとりながら転入者に対する太陽光エネルギーの利用促進の部分では、太陽光パネル設置町民の人とは若干変えながらも、人も定住促進を増やしながらやってきておりますし、そして何よりも、企業の皆さん住民の皆さんにもご協力をいただく中で、リユース食器がうんと普及をしてきております。町もこれまで年間5万円程度しか利用がなかった補助金制度は、今は相当の額で利用されております。その効果もあって、償却ゴミ、先ほどもどなたか質問があったようですが、この中巨摩広域の中でも、うちの町は1人平均年間188キロというところです。中巨摩広域の全世帯で割ると245キロになってるんですが、それと比べると、ぐっと減ってきている。200万が高いか安いかが別にあるにしてもですね1のうちの環境教育はそれなりにできていて、子

どもたちもしっかりと分別をしていただいたりそして、今、温暖化防止に向けての活動をしていただいている、息の長い事業になると思います。

また、第2次、実行計画というのはですね。うちの今の基本、また中間目標が、明年度、令和2年までであります。令和2年になったところでまた、するかどうかは検討しながらですね。作っていかなきゃならんと思います。そして、やはりこう目標数値とは下回っては今おりますけども、ある程度の目標数値を立てながら、みんなで努力をしていく。この努力がなければ、地球が本当に悲鳴をあげてしまうんじゃないかな、こんなことも考えておりますんで、環境施策はほんと、これといった特効薬はないとは思いますが、1人1人が環境に目を向けた行動を活動をしていただけて初めて、そういった効果が出てくるんじゃないかなと思ってます。プラスチックごみの話も今日が出ました。これも富士川の河原が汚れている、うちからではなくてもっと上流から来てるもんだと思います。そして、うちの人たちも気をつけなければ、それが海へ行って海洋汚染につながっていく。富士川ファンクラブの皆さんも宣言をしていただきました、まちの方でもですね企業がどこまでできるなんか見きわめながら、ほんとに、まず、プラスチックを減らしていくという努力もこれからしていかなきゃならんと思います。いずれにいたしましても環境というのは、息の長い、事業なると思いますが、1人1人が環境に目を向けた行動活動をしていただけるよう、町としても取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

こういう計画に関しては、私もまだまだ勉強不足ですし、自分では、いつも環境にいいことをしているようなつもりなのですが、それでも、こういうことって自分に目に見えてプラスにならないので、ついついおろそかになったり失念したりしてしまうことが多いかと思えます。ですから、また、新任の中込課長にも今回はこれは酷な質問だったかもしれませんが、9月までに、また、私も勉強してまいりますので、次までに、また宿題も少し残るということで、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質問事項の4として児童生徒への交通ルールの指導について伺います。日ごろから、こういうことは、指導されていることは承知しておりますし、学校というよりも家庭での指導のほうが最重要なのかなと認識しております。しかしなぜこんな当たり前のことを質問するかというと私自身もが、2度非常に危険というか、もらい、やばいようなことがあったのですね。一度は数年前ですが、軽自動車がよくすれ違える程度の、こういうT字路を私がとるところ行っていたんですね。こっちから、小学校の5年生がズドンと突っ込んできたんですね。私のほうは左の後ろにどんとぶつかって、これはボロ車ですから、私の方がなんともなかったのですが、やっぱり自転車もかなり壊れました。ただ、私が名前を聞いていて、病院行くか、警察呼ぶか、家はどこだというと、いいということだったので、私も、そのときは、もうちょっと丁寧な対応をしたらよかったなという反省もあります。ついこの間なんですね。今度はこういうT字路あるので、私がここからこういうふうに行こうとした。で、ここにカーブミラーがあって、何となく写ってるなということで、私、右折なんですね、ということで、私、右折ですから大回りしてこういうふうで大回りをするとズドンと来たんです。やっぱり小学生でした。それですね、ここにもあるように、警察庁の29年度中のデータでは、自転車乗用中の交

通事故で亡くなった方の6割が頭部に致命傷を負っていると。ヘルメット未着用場合は致死率が2.5倍、年齢によっては3倍以上にも高くなっている。自転車事故では頭部を守るためにヘルメット着用を、警察庁としても、強く進めております。特に、小学校の児童に関しては、致死率は高校生よりも低いんですが、頭部のけがによるによる重篤な後遺症が多いのだそうです。このような、最新のデータが検察庁も、データとしてあります。

富士川町の児童生徒へのヘルメット着用の指導等は行っているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤靖君。

○防災交通課長（長澤靖君）

ただいまの質問にお答えいたします。自転車に乗る際に、頭部を保護するヘルメットの着用は、道路交通法において13歳未満の児童、または幼児の保護者責任者に対して着用を努めるものと定められております。こうした中、小学校におきましては保護者に対して、各家庭において、ヘルメットの着用に勤めていただくよう呼びかけております。

また、私学校の生徒に対しましては、着用について、口頭で指導しているところであります。増穂小学校におきましては、長年にわたり、交通少年団を形成し、児童自ら交通ルールを守る意識を持ち、高学年から低学年の児童への交通安全の大切さを伝える取り組みを続けております。また、本庁では、夏休みに児童クラブで実施しています。交通安全教室におきまして、自転車の安全な乗り方とヘルメットの着用の重要性を説明してるところであります、以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。チャイルドシートへの補助金というのがあるじゃないですかね。それに比べればあの、ヘルメット例えば貸与するだとか、ヘルメットへの補助金というようなことは、かなり少額で済むと思うのですが、そういうようなことが考えられないのでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長、長澤靖君。

○防災交通課長（長澤靖君）

現在のところ、ヘルメット購入についての助成等については考えておりません。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

子ども相手の例えば自転車で、今私の場合は大きな事故に至らなかったからよかったです。が、もし事故大きな事故につながれば、被害者も、当然私はこの加害者になるわけですが加害者対しても、被害者になるになってしまうような状況になるかと思えます。ですから、現状よりもですね。さらに、交通指導を徹底していただいて、特に頭をケガしたら大変なんだよということは、強く指導をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告、11番 3番 笹本壽彦君の一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時54分

---

再開 午後 4時02分